

訪日外国人旅行者の安心・安全確保への取組について

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」（平成27年6月）

- 外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、外国語対応にも留意しつつ、スムーズに医療機関にアクセスできるよう、宿泊施設、自治体等と連携を図りながら、外国人旅行者に対する情報提供体制を構築する
- 外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、外国人旅行者向け旅行保険等のPRを行い、加入への働きかけを行う

訪日外国人旅行者受入可能な医療機関リストの作成



※HPイメージ

- 観光庁・厚労省の要件に基づき、全国で選定された**約320の医療機関**をリストとして取りまとめ
- 日本政府観光局（JNTO）のホームページに掲載

不慮のケガ・病気になった際に役立つ医療機関の利用ガイドの作成



- 日本医師会・東京医師会監修のもと、**外国人旅行者に対する医療機関の利用ガイド**を作成（掲載内容）
 - 日本の医療機関に関する基本情報
 - 医療機関へのかかり方と注意事項
 - 症状・病状説明のための指さしシート 等

訪日外国人旅行者向け海外旅行保険加入促進PR



- 外国人旅行者の医療機関での未払いを防ぐため、新たに開発された**訪日後加入可能な保険商品をPR**
- ※3月5日～10日@成田空港
訪日外国人旅行者に対して医療機関利用ガイド・保険加入促進のチラシを配布

自治体向け安心・安全対応の相談窓口の設置

- 観光庁及び地方運輸局観光部等に自治体向け「安心・安全対応相談窓口」を設置**
- 自治体の観光部署から、他地域の事例や他省庁の制度などの照会があった際に、一元的な窓口として機能